

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告岩中美保子 意見陳述書

2019年12月11日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周

外36名

1 自己紹介（わたしはこんな社会のなかでこんなふうに育ちました）

私は1952年に岐阜県恵那市に生まれ、保育士をめざし名古屋の大学で福祉を学びました。日本の侵略戦争の歴史を学び、平和な社会の実現のために生きようと考えようになりました。

学生時代、いなかへ帰省すると父は必ず、戦争体験を話してくれました。

そうした体験を父は「戦さ世繰り返さないための一票を」と言い続け手紙や、ノートなどに思いを書きためていました。

十数年前、83才の父が突然次のような話を始めました。「おやじは吉田村大政翼賛会会長だった。息子がお国のために命を捧げることはたいへん名誉なことであり、私は学徒出陣を余儀なくされ、将来の行き先は戦場でしかなかった若者のひとりだった。殺人、強姦、放火なんでもやった。それは間違いだった。」と。

それはそれまで父が封印していた、語りたくもなく、語れなかった事実であったにちがいません。しかし、聞いたことのない加害者の父の話に、平和の大事さや沖縄戦、たくさんの事実を学んできたつもりが、どこか「自分とは別のところでの出来事」との意識だったことに気付きました。

加害の歴史は私のすぐそばにあり、その父の言葉は、私の胸に突き刺さり、私はすっかりショックを受け落ち込んでしまいました。

しばらくして父から手紙が届きました。「戦争の体験をした私たちが残り少ない人生を、次の次代を担う人に伝えおく義務があるのではないか」とむすんでありました。

その父は2016年6月23日、93才でなくなりました。父は1922年（大正11年）9月に9人兄弟姉妹の長男として生まれ、戦争のまっただ中に青春をおくりました。父が戦争体験などを書きためたノートには

「小学生の頃から「お父さん、お母さんには孝行を、兄弟は仲良く。日本が戦争するときはお国の為にすすんで戦地に赴けと諭され、天皇、皇后のご真影の拝謁（はいえつ）と「教育勅語」の奉唱とが学校での日課であり、小学校から大学教育にいたるまで、学問よりも戦争に対応できる体力と精神力〈大和魂〉を強要される教育だった。1943年9月に学生に「徴兵猶予全面停止」の勅令が公

布され、私も学問を中座し、熊本陸軍予備士官学校に入校し、「生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪禍に汚名を残すことなかれ」という戦陣訓を叩き込まれ、自決の方法まで教育された。1944年（昭和19年）8月20日、南方総軍司令部に転属を命じられ、ボルネオ西部、クチンと転戦し、生きながらえて祖国の土を踏むことができたのは、まさに奇跡であり、戦争には前線も後方もない。

戦場では屍体があちらこちらにごろごろと放置してある悲惨な状態におもわず目を被いたくなった。しかし、その戦場に長くいると、屍体がいくらあっても何も感じなくなる。時には屍体の埋もれた中に潜り込んで敵の目をくらすこともしばしばであった。人を殺すことなど平気でできるようになる。戦場は死が日常、他人の死に対して無神経になる。相手を倒さなければ自分が倒される。捕虜になるなど手榴弾での「自決」を促し、負傷して動けぬ兵士には消毒液の原液を注射して安楽死させる、死んで清算することを美化する精神は、相手を全否定し「鬼畜」化する精神と関係がある。」

と記してありました。

そのノートで父が徴兵の延期によってサイパン島にはいかずに玉砕を避けられたことなども初めて知りました。

そこで、改めて日本国憲法を読み返し、どれほどの「犠牲」の上に憲法が生まれたかの思いを新たにしました。父は戦争で人を殺してきた加害者であったと同時に、国家の戦争の道具としてひとかけらの人権も、人間としても尊重されなかった被害者でもあったのです。

父が余命わずかと知り、父の思いを受け止めて記憶しなければいけないと思い冊子にまとめました。完成した冊子を父に渡すことはできませんでしたが、未来に引き継いで語り続けていかなければならない家族の歴史です。

私の夫の父は、妻が妊娠していたときに沖縄戦で戦死し、夫の母の二度目の夫はシベリア抑留されました。その二度目の夫が亡くなった後、義母のたつての願いで沖縄の摩文仁の丘を訪れた時の「平和のいしじ」に戦死した夫の名前を見つけてなき崩れた義母の姿は忘れられません。戦争になれば、だれもがこうした悲惨な犠牲が強いられるのです。

2 安保法制の制定・施行により、こんな危険が現実には生じ、これによって私はこんな被害を受けています。

2015年9月19日に「安保法制」が強行採択され、これまで違憲とされていた集団的自衛権行使を容認しました。自衛隊は専守防衛のための必要最小限の実力組織から、海外で戦争のできる軍隊になろうとしています。2020年に「改憲をめざす」という安倍首相は兵器や軍備装備を高額でアメリカから購入しています。

2019年7月、自民党は参院選挙政策のなかで憲法に自衛隊を明記、緊急事態の対応を上げました。私は、大変な恐怖を感じました。戦前のドイツのワイマール憲法は当時最も民主的だと言われた憲法でしたが、「公共の安全、秩序に重大な障害が生じる恐れがあるときは、大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができる」という定めを使い言論・報道・集会・結社の自由、通信の秘密を制限し、逮捕・拘束、そしてユダヤ人大量虐殺をおこないました。香港の「緊急状況規則条例」（緊急法）に基づきデモ隊のマスク着用を禁止する「覆面禁止法」の施行は、人ごとだとは思えません。

改憲勢力といわれる議員数は参議院の3分の2を割りましたが、安倍首相は、憲法を変えることに執念をもっています。安保法制、秘密

保護法、戦前の治安維持法といわれる共謀罪が成立し、この日常が戦争へと繋がっていくのではないかと強い不安と、このような社会を次の世代にわたすことは断じてできないとますます強く思います。

十数年前、夫が政党の役員になった時、私達家族が、公安警察に日常的に監視されていたことが判明した事件がありました。今も監視されているかもしれません。共謀罪は「姿を変えた治安維持法」です。突然権力にとらわれる、「絵を描くことも罪」「レコードを聴くことも罪」そんな時代に逆戻りしそうで恐ろしいです

私には、建設業に従事している家族がいます。安保法制では日本が有事の際に国民の権利制限や義務づけがされるとしていくつかの業種のひとつに建設業者も指定されています。有事の際に私の大切な家族が徴用される、安保法制は私と家族の幸せも奪うものです。

世の中の空気も自由にものをいうことがおかしいかのように、ウソが平気でまかり通る空気がとても息苦しいです。あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」の突然の脅迫と中止に「私の表現の自由も脅かされる」とせっぱつまった気持ちに突き動かされましたが、これは「安保法制」とも深く関わっている問題であると思います。〈平和の少女像〉への攻撃の本質は、日本社会にはびこる歴史修正主義です。彼らの敵意は個人の尊厳、自由であり、他人に強制されずに幸福を追究して生きることを保障する日本国憲法に向けられています。自民党の改憲案がそれを示しています。

父たちの時代、戦争によって幸福を追求する権利が奪われ、お国のために死ぬことを褒め称えられました。

人間らしく生きられる社会、それは誰もが「自由」であり「平等」でなければなりません。昨年8月、広島の平和資料館、原爆ドームに家族で行きました。平和ってなんだとおもう？と聞いたら10才の孫が

「今日一日、たのしかったなあって、幸せと思うこと」と言ってくれました。こんな当たり前の日常がこれからも続くように願わずにはいられません。この度のローマ教皇のメッセージは憲法精神そのものです。

「安保法制」は人間らしく生きる権利を奪い、父のように私たちや子や孫たちも道具にされ、その未来を奪う法制です。このまま進めば徴兵制になるのではないか、不安でたまりません。加害者の娘であり戦争へかり出されて行った被害者の娘として行動しなければと思い、安保法制違憲訴訟に原告として参加しました。ぜひ、憲法により手厚く保障された司法と裁判の独立の名に恥じない、国民と国家の命運がかかる安保法制違憲の判断を勇気をもって示してください。

以上